資料2

○大田区男女共同参画推進区民会議運営要綱

平成９年２月26日
総男女発第152号決定
改正　平成11年７月８日総男女発第42号決定
改正　平成14年６月20日経男女発第30号決定
改正　平成21年３月16日20経男女発第10312号決定
改正　平成25年３月25日24経男女発第10347号決定
改正　平成26年３月27日25総男女発第10329号決定
改正　平成27年３月31日26総人権発第10676号決定
改正　平成29年３月23日28総人権発第10671号決定
改正　平成30年５月18日30総人権発第10165号決定
改正　令和７年３月17日６総人権発第11005号決定

（趣旨）

第１条　この要綱は、大田区付属機関の設置等に関する条例（令和７年条例第２号）の規定に基づき、大田区男女共同参画推進プラン（以下「プラン」という。）に掲げられた課題の解決に向けて計画の実現を推進し、男女共同参画施策への提言及びその実現方策を検討するために、大田区男女共同参画推進区民会議（以下「推進区民会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　推進区民会議は、区長が委嘱した次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（１）　学識経験委員　１人以内

（２）　団体推薦委員　11人以内

（３）　公募委員　４人以内

２　前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は、16人以内の定数の範囲内において、前項に規定する人数を変更することができる。

（会長）

第３条　推進区民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第４条　推進区民会議は、会長が招集する。

（委員以外の者の出席）

第５条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（小委員会）

第６条　推進区民会議に、会議の効率的な運営を図るため、小委員会を設置することができる。

（小委員会の組織）

第７条　小委員会は、次に掲げる委員により構成し、委員の互選によりこれを定める。

（１）　学識経験委員　１人

（２）　団体推薦委員・公募委員　４人以内

（委員長）

第８条　小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、小委員会を主宰する。

（庶務）

第９条　推進区民会議の庶務は、総務部人権・男女平等推進課において処理する。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、推進区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付　則

この要綱は、平成９年２月26日から施行する。

付　則

この要綱は、平成11年７月８日から施行する。

付　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成14年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

付　則（平成25年３月25日24経男女発第10347号）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

付　則（平成26年３月27日25総男女発第10329号）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

付　則（平成27年３月31日26総人権発第10676号）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

付　則（平成29年３月23日28総人権発第10671号）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

付　則（平成30年５月18日30総人権発第10165号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（令和７年３月17日６総人権発第11005号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。